

兵庫県外で産後ケア事業を利用される方へ

産後ケア事業費用助成(償還払い)制度について

令和8年4月から兵庫県外の実施機関で産後ケア事業が利用できるようになりました。

一旦、利用料をお支払いいただいた後に、払い戻し(償還払い)により費用を助成します。

兵庫県外での産後ケアの利用を希望される方は、下記の注意事項をお読みいただき、申請してください。

利用できる方

- 朝来市に住民票がある方で、生後1年未満の赤ちゃんと養育者 等
 - 流産・死産を経験して1年未満の方
- *医療行為が必要な方や感染症の疑いがある方などは利用できないことがあります。
*利用できる月齢は、各施設によって異なります。

利用できる事業所

産後ケア事業の実施機関として所在地等の県市町村が承認又は委託している医療機関や助産所

利用回数

朝来市が委託する事業所で産後ケアを受けられた分も含めて、下記の回数まで利用することができます。

- ◆ 宿泊型・・・7日まで
- ◆ 通所型・訪問型・・・合算して4回まで

利用助成額

利用された実施機関でお支払いされた費用から、自己負担額を差し差し引いた額を助成します。ただし、助成には下記の上限額があります。

利用の種別	課税区分	自己負担額	助成上限額
宿泊型	課税世帯	2,000円/日	37,000円/日
	非課税世帯・生活保護世帯	無料	39,000円/日
通所型	課税世帯	300円/時間	4,700円/時間
	非課税世帯・生活保護世帯	無料	5,000円/時間
訪問型	課税世帯	500円/時間	4,500円/時間
	非課税世帯・生活保護世帯	無料	5,000円/時間

利用の流れ

① 市へ相談、希望される事業所の報告

市へ、償還払いによる産後ケアの利用希望と利用したい医療機関や助産所等をお知らせください。

② 申請

市へ、産後ケア事業の利用申請を行ってください。

申請は、二次元コードからオンライン申請ができます。



③ 審査と認定

市が利用の可否について審査します。申請者には、利用の承認通知書（不承認通知書）を発行します。

④ 予約

利用される医療機関や助産所等へ産後ケアを予約してください。

⑤ 実施機関への依頼

市から医療機関や助産所等へ実施依頼書と利用状況報告書・内訳書をお送りします。

⑥ 利用・支払い

予約された医療機関や助産所等で産後ケアを受けていただき、利用後は利用料金をお支払いください。

⑦ 費用助成（償還払い）の申請

「朝来市産後ケア事業費用助成金交付申請書兼請求書」にて、費用助成（償還払い）の申請を行ってください。 ※下記の書類を提出してください。

⑧ 通知・振込み

市から助成金交付（不交付）決定通知書を送付し、指定の口座医に助成金を振込みます。

償還払いの申請に必要な書類

- 朝来市産後ケア事業費用助成金交付申請書兼請求書
- 領収書・明細書
- 朝来市産後ケア事業利用状況報告書・内訳書
- 母子健康手帳の産後ケア事業の利用がわかるページの写し
- 振込み先口座の確認できる書類（通帳又はキャッシュカード）

費用助成についての注意事項

助成の対象は、乳房ケア、お母さんの体調管理、赤ちゃんの発育発達の確認、育児相談等になります。対象とならないオプションサービスを利用された場合の費用はすべて自費となります。

朝来市産後ケア事業
ホームページはこちら



【問い合わせ・申請窓口】

朝来市子育て支援課（朝来市保健センター内）

〒669-5267 朝来市和田山町法興寺 378 番地 1

TEL：079-666-8103 FAX：079-672-5369

